

**「「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」及び  
「「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」  
に係る各府省の主な取組について**

**平成24年10月16日  
内閣府**

| 提案  | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|---|---|---|--------------|------------------|----------------|--|
| I. 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応に係る各府省の取組状況             |   |   |              |                  |                |  |
| 1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備                                     |   |   |              |                  |                |  |
| (1) 寄附税制などの制度整備   |   |   |              |                  |                |  |
| 寄附税制の見直し  | 総理からの「税額控除の割合は寄附金の50%（所得税額の25%を上限）とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定特定非営利活動法人と同じような税額控除を導入する。平成23年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。  | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、認定特定非営利活動法人及び一定の要件（PST（パブリック・サポート・テスト）と同様の要件と情報公開の要件）を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、所得税において、所得控除との選択制で、新たに控除率40%（都道府県と市町村がともに控除の対象としている場合、住民税と合わせて50%）の税額控除が導入された（所得税額の25%を限度、平成23年分から適用）。</p> <p>○ 平成24年度税制改正大綱において、「税額控除の対象となる法人について、「新しい公共」を推進する観点から、どのような法人が対象に馴染むのか、他の寄附税制との整合性を踏まえ、税額控除の導入の効果検証を行った上で、必要に応じて見直しを検討」、「制度の周知徹底に努め、寄附者や寄附を受ける法人において円滑に制度が定着していく取組みを進めていく必要があります。」等とされたことを踏まえ、特定非営利活動法人については、地方における説明会の開催や、ホームページ、パンフレット、手引き、チラシ等の配布、を通して制度の周知活動に努めている。公益社団・財団法人についても、毎月1回発行している「公益認定等委員会だより」やウェブサイト「公益法人information」において制度の周知・活用を促進。学校法人についても、平成24年1月に私立学校寄附促進アクションプランを策定し、各学校法人に対する制度の周知・活用を促進。社会福祉法人についても、厚生労働省ホームページや地方公共団体・関係団体を通じた広報・啓発に努めている。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人、学校法人への寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とするよう要望。また、新たに国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入を要望。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、公益社団・財団法人への個人寄附に係る税額控除の適用に当たっては、PST（パブリックサポートテスト）要件を撤廃し、すべての公益社団・財団法人を税額控除の対象とするよう要望。学校法人についても、学校法人への個人寄附に係る税額控除について、同様の見直しを要望。</p> |              |                  |                | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）付<br>内閣府大臣官房公益法人行政担当室（公益社団・財団法人関係）<br>文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、私学部私学行政課（学校法人等関係）<br>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（社会福祉法人関係）<br>法務省保護局更生保護振興課（更生保護法人関係） |
| 税額控除の導入   | 1 所得税の税額控除制度の導入<br><br>草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする（所得税額の一定割合までを限度）。<br><br>「新しい公共」の担い手となる認定特定非営利活動法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。 |   |              |                  |                |  |
| 認定特定非営利活動法人の「仮認定」とPST（パブリック・サポート・テスト）基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ | 2 認定特定非営利活動法人の認定基準（PST等）の見直し<br><br>(1) PST（パブリック・サポート・テスト）要件の見直し<br>事業収入が多い特定非営利活動法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。<br><br>また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人についてはPST要件等を求めないこととする。                           | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、PST要件について、従来の相対値基準（寄附金の総収入に占める割合が1/5以上）に加えて、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）を設けた他、事務所所在地の自治体の条例による個別指定を受けた特定非営利活動法人はPST要件を満たすものとした（平成23年6月30日施行）。なお、改正特定非営利活動促進法により創設される新認定制度においても同様の基準が設けられた。</p>   |              |                  |                | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）付  |

\* <平成25年度概算要求分類>「復興」：東日本大震災からの復興対策に係る要求

「特別」：「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン、ライフ、農林漁業の分野に係るものについて、中小企業の活力を最大限活用しつつ、総合特区等の戦略的手段も踏まえた特別重点要求

「重点」：「特別重点要求」以外の「日本再生戦略」に関連する施策及び防衛・治安に関連する施策についての重点要求

「一般」：その他の通常の一般要求

| 提案                              | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|---------------------------------|---|---|--------------|------------------|----------------|--|
|                                 | <p>(2) いわゆる「仮認定」制度の導入<br/>特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。</p> <p>なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。</p> <p>(国税庁が行っている認定事務について、特定非営利活動法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。)</p> | <p>&lt;税制・その他&gt;</p> <p>○ 改正特定非営利活動促進法(「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号))により認定特定非営利活動法人に係る認定事務は地方自治体で実施(国税庁による認定制度は廃止。)することとなったほか、設立後5年を経過しない法人については(経過措置規定により、施行後3年間は全特活法人が利用可)、1回に限り、スタートアップ支援として、PST基準を免除した仮認定(有効期間は3年間)により税制優遇を受けられる制度(仮認定制度)が導入された(平成24年4月1日施行)。</p> <p>特定非営利活動法人の認定数は平成24年10月1日現在で、276法人、うち10法人(仮認定4法人を含む)が平成24年4月以降新認定制度によるもの。</p>  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付                                  |
|                                 | <p>(3) 事後チェック型の制度への移行等<br/>認定特定非営利活動法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。</p> <p>認定特定非営利活動法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。</p>  | <p>&lt;税制・その他&gt;</p> <p>○ 適切な税制上の事後的是正を確保する観点から、認定特定非営利活動法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となった事実のあった日の事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととされた(平成23年6月30日施行)。また、改正特定非営利活動促進法により、「仮認定」も含め、認定取消しを受けた特定非営利活動法人は、5年間認定の申請をできないこととされた(平成24年4月1日施行)。</p> <p>○ 認定特定非営利活動法人に対するのみなし寄附金については、改正特定非営利活動促進法において、その他事業の停止命令に関する規定を設けたことを踏まえ、限度額を所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい額へと引き上げる政令改正を行った(改正特定非営利活動促進法による新認定制度により認定された法人に適用)。</p>                                | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付                                  |
| 自治体が寄附金の対象とする特定非営利活動法人の指定を可能にする | <p>3 地域において活動する特定非営利活動法人等の支援(個人住民税)</p> <p>(1) 寄附対象団体の拡大<br/>個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。</p> <p>(2) 地方団体による特定非営利活動法人支援(ふるさと寄附金の活用)<br/>個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする)。</p>  | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金であっても、地方自治体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とできることとされた(平成23年中の寄附金から対象)。</p> <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、個人が特定の特定非営利活動法人等へ助成することを希望した地方自治体に対する寄附金については、地方自治体に対する寄附金のうち、個人が特定の特定非営利活動法人等へ助成することを希望に支出するものについては、原則として「ふるさと寄附金」に該当することとされた。ただし、個人が特定の特定非営利活動法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合に返還義務の生ずるもの(負担付き寄附)を除く。(この場合、所得税も同様の取扱いとする。また、平成23年中の寄附から対象。)</p> | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付<br>内閣府大臣官房公益法人行政担当室(公益社団・財団法人関係) |
| 個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ          | <p>(3) その他<br/>個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。</p>   | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円へ引き下げられた(平成23年中の寄附から対象)。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、認定特定非営利活動法人、公益社団・財団法人への寄附金額が2,000円を超え、寄附金控除が適用される場合、控除金額算出に当たって控除する2,000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とするよう要望。</p>  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付<br>内閣府大臣官房公益法人行政担当室(公益社団・財団法人関係) |

| 提案  | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|---|--|---|--------------|------------------|----------------|--|
| 信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討(信託及び公益信託)                           | 信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。   | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成23年度税制改正により、特定寄附信託(いわゆる「日本版ブランド・ギビング信託」)に係る利子所得の非課税制度を創設。</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、特定寄附信託に係る利子所得の非課税制度の対象に国立大学法人等を追加することを要望。</p>  | —            | —                | —              | 金融庁総務企画局政策課、文部科学省生涯学習政策局政策課<br><br>文部科学省高等教育局国立大学法人支援課                             |
| 特定非営利活動法人等は、その責任増大に見合っ、会計基準等についての情報公開や寄付者に対する活動報告といった説明責任を果たす | —  | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 内閣府において、改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「特定非営利活動法人ポータルサイト」を整備し、10月より、市民が広く閲覧できるよう、特定非営利活動法人が所轄庁に提出した定款及び23年度事業報告書等の順次掲載を開始したところ。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 内閣府において、平成23年11月、「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」において計算書類等の様式例を盛り込んだ報告書とりまとめ、その内容を盛り込んだ特定非営利活動促進法に係る諸手続を解説する手引きを作成、地方自治体への配布、電子媒体による提供(ホームページ上に公開)。</p> <p>○ 内閣府において、所轄庁等に対して、改正法の概要や認定の促進等について周知を図るべく、昨年度来全国で計30回の説明会を開催した。</p> | 79百万円の内数     | 一般               | 45百万円の内数       | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付  |
| (2)非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し                              |  |   |              |                  |                |  |
| 社会事業法人制度の検討   | 社会的企業を支える環境整備を含め、諸外国における制度の研究も踏まえ、非営利の法人が活動しやすくするための制度の見直し・検討を制度全体の整合性に配慮しつつ進める。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 平成23年2月、「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会において、「新しい公共」を支える法人制度のあり方に関する調査」を報告し、平成23年3月には、「新しい公共」と行政の連携の在り方について」及び「社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査」の報告書がまとめられた。</p> <p>○ 「新しい公共」推進会議における議論を踏まえ、必要に応じ「新しい公共」を支える制度等に関して、必要な調査・分析を行うための予算を要求。</p>  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付<br><br>内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付 |
| 公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化  | 公益法人の認定等については、事後チェックを適正に機能させ、柔軟でメリハリのある審査へと転換することにより、平成22年度以降の申請について、原則として、認定等までの期間は4ヶ月以内とし移行期間内にすべての認定作業が完了することを目指す。また、外部の有識者・経験者を活用した法人向け相談会、業態別説明会への講師派遣、公益認定等の典型的な論点についての応答集の充実などにより、公益認定等に関する情報発信を推進する。 | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 公益認定プロセスの迅速化・透明化を促進する観点から、平成23年8月、公益認定に係る標準処理期間を4ヶ月と定めて公表。平成25年11月末で移行期間が終了することから、確実に移行申請が行われるよう、相談機会の拡充やHP等での情報提供の充実を図るとともに、今後も柔軟かつ迅速な審査を行う。</p>  | 481百万円の内数    | 一般               | 518百万円の内数      | 内閣府公益認定等委員会事務局総務課  |

| 提案  | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|---|--|--|--------------|------------------|----------------|--|
| <b>(3)NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し</b>                       |  |  |              |                  |                |  |
| NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和<br>多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協の地域規制及び純資産要件の緩和 | 「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行政刷新会議に6月を目途に報告する。特に、いわゆるNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和につき6月18日の改正貸金業法施行と同時に措置を検討中。また、多重債務者等に対する貸付事業を行う一定の地域生協について地域規制の緩和を行った(5月21日施行)。 | <その他><br>○ NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和については、平成22年6月18日の改正貸金業法の完全施行と同時に措置を実施。   | —            | —                | —              | 内閣府行政刷新会議事務局<br>規制・制度改革担当事務局<br>金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室(貸金業法)<br>厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室(地域生協関係) |
| <b>2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援</b>                       |  |  |              |                  |                |  |
| NPO等への少額金融制度の拡充(つなぎ融資を含む)                                       | NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する(寄附事業推進のための協働、融資の円滑化、財務・会計基盤整備、NPO等の評価等)。   | <予算><br>○ 新しい公共支援事業により、特定非営利活動法人等が公益性の高い事業を実施するための寄附募集への支援やつなぎ融資、融資利用の円滑化、活動基盤整備支援等を通じて、特定非営利活動法人等の自立的活動の後押しを実施(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。 | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付   |
| NPOへの融資(労金、信金、NPOバンク等)の際のNPOの評価を実施する機関との連携促進                    | ソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の促進に向けた取組を実施する。併せて、社会貢献型事業を支援するため、日本政策金融公庫に平成21年度に創設した融資制度の普及を図る。  | <その他><br>○ 平成25年度財政投融资要求にて、日本政策金融公庫の融資制度の継続を要望するとともに、引き続き本制度の周知を図る。  | —            | —                | —              | 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課   |
| 社会貢献活動事業への融資や市民等からの寄附を新しい公共の活動につなげる取組の促進                        | NPO、社会的企業の人材・寄附などのマッチング機能の検討を含めた、地域SB/CB推進協議会(地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク)の活動を促進する。   | <予算><br>○ 東日本大震災の被災地において、ソーシャルビジネス(SB)と企業の協働を促進する中間支援機関の育成等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度~))。<br><br><その他><br>○ 地域SB/CB推進協議会と連携し、地域内のネットワーク構築やマッチング支援など、地域毎の自立的な取組を支援。                                       | 200百万円       | 復興               | 300百万円         | 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課<br><br>経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課   |

| 提案                                  | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省             |              |
|-------------------------------------|--|---|--------------|------------------|----------------|------------------|--------------|
| 地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援 | 地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。                 | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 資金を地域住民等から調達し、地域住民等によるまちづくり事業に助成を行う「まちづくりファンド」に対し、財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を引き続き図る。</p> <p>○ 「新しい公共」の担い手が地域の資金や資源を自ら調達して、自立的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みを検討する。</p>  | 200百万円       | 一般               | 200百万円         | 国土交通省都市局まちづくり推進課 |              |
|                                     | 多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動の支援の他、中間支援組織の育成支援に取り組む                | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 地元企業、地縁組織、NPO等の「新しい公共」の担い手による地域づくり活動のうち、「事業型」活動を目指す担い手に対して、中間支援組織を中心とした関係機関が組織的に連携して、助言・指導を中心とした、継続的かつ高度な支援を行う取組を募集・選定・実施するとともに、支援体制・内容の改善を随時行うことにより、「事業型」活動を目指す担い手による地域づくり活動に対する支援のあり方について、実証的に検討する。</p> <p>○ 農業者、元農業者、NPO等多様な主体が連携して取り組む地域づくり活動により、地域内の水・農地・農業用水等の保安全管理や農村環境の保全、老朽化した水路の長寿命化を行う取組やNPO等との協働も含めて広域的視点から集落を支える取組等を支援。(平成24年度)</p> <p>平成25年度は、上述の活動を引き続き実施するとともに、農地集積が進展する中、農地・水の管理作業を集落が持続的に担うための環境を整備する取組に対して追加的に支援。(平成25年度)</p> <p>○ 東日本大震災の影響により、破損や機能低下を生じた農地周りの水路等施設の補修等に取り組む集落を引き続き支援。</p> <p>○ 農業集落が中心となり、NPO、市町村等と連携した組織に対し、関係省庁連携の下、「食」を健康、教育、観光等に活用する地域の手づくり活動と暮らしの再生活動等を支援。</p> <p>○ 森林所有者と、地域住民、NPO、民間団体等との合意により設置する活動組織による里山林等の森林の保安全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化のための取組を支援。</p> <p>○ 漁業者、地域住民、NPO等が行う多面的機能の発揮に資する国民の生命・財産の保全、地球環境保全、漁村文化の継承などの活動に対して支援。</p> | 107百万円の内数    | 一般               | 96百万円の内数       | 国土交通省国土政策局地方振興課  |              |
|                                     | 平成22年度から、ソーシャルキャピタルの形成につながる文化に対する投資を充実するとともに、「文化力」(文化芸術の創造性や魅力)を活用した都市戦略を支援する。 | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 文化芸術の持つ創造性を活かして産業振興や地域活性化等に取り組む「文化芸術創造都市」の取組を促進するため、国内ネットワークの充実・強化を図る。</p>   | 24,695百万円    | 一般               | 28,863百万円      | 農林水産省農村振興局農地資源課  |              |
|                                     | 劇場・音楽堂等の地域の核となる文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを楽しむことができるよう、平成22年度からその充実を図る。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号)等を踏まえ、我が国の劇場・音楽堂等が行う創造発信や専門の人材の養成、教育普及活動等を総合的に支援し、文化拠点としての活性化等を図り、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与する。</p>  | 629百万円       | 復興               | 746百万円         | 農林水産省農村振興局農地資源課  |              |
|                                     |  |   |              | —                | 特別             | 14,410百万円        | 農林水産省都市農村交流課 |
|                                     |  |   |              | —                | 特別             | 2,735百万円         | 農林水産省林野庁計画課  |
|                                     |  |   |              | —                | 特別             | 3,000百万円         | 農林水産省水産庁計画課  |
|                                     |  |   | 34百万円        | 一般               | 11百万円          | 文化庁長官官房政策課       |              |
|                                     |  |   | 1,474百万円     | 重点               | 3,003百万円       | 文化庁芸術文化課         |              |

| 提案   | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|--|---|--|--------------|------------------|----------------|--|
| NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討 | NPOや非営利団体の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免について、その必要性を含め、税制調査会において検討する。   | <p>&lt;税制&gt;</p> <p>○ 平成25年度税制改正要望において、公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設に係る固定資産税等について軽減措置(課税標準2分の1)の恒久化を要望。</p>   | —            | —                | —              | 文化庁伝統文化課   |
| 3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実                              |   |  |              |                  |                |  |
| 社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成             | <p>企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。</p> <p>地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。</p> | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 東日本大震災の被災地におけるソーシャルビジネス(SB)のノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度～))(再掲)。</p> <p>○ 防災ボランティア活動の環境整備のための調査・検討を行い、その情報発信等を実施することで、ボランティア活動に参加する人材の育成を引き続き支援。</p> <p>○ 生涯学習活動の成果を生かした社会づくりに取り組む行政、NPO等の団体、企業、大学等の人々が一堂に会する研究協議を実施するとともにそれらのネットワーク形成を引き続き促進する。</p> <p>○ 地域住民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」等の教育支援活動を支援するとともに、学校と地域の総合的な活性化を図るための情報収集・発信等に取り組み、学校と地域の協働を引き続き推進する。<br/>また、スクールガード・リーダーの巡回指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を引き続き実施する(地域ぐるみの学校安全体制の整備)。<br/>さらに、経験の浅い養護教諭の1人配置校に退職養護教諭を派遣し、多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を引き続き支援する(スクールヘルスリーダー派)</p> <p>○ 地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの拡大や学校マネジメント力の強化のための実践研究等を実施する。<br/>※コミュニティ・スクール推進目標:全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大(平成28年度までの5年間)</p> | 200百万円       | 復興               | 300百万円         | <p>経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課</p> <p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付</p> <p>文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課</p> <p>文部科学省生涯学習政策局社会教育課、男女共同参画学習課、スポーツ・青少年局学校健康教育課</p> <p>文部科学省初等中等教育局参事官付</p> |
|  |   |  | 21百万円        | 一般               | 44百万円          |  |
|  |   |  | 39百万円        | 一般               | 36百万円          |  |
|  |   |  | 4,692百万円の内数  | 一般               | 4,470百万円の内数    |  |
|  |   |  | 139百万円       | 一般               | 224百万円         |  |

| 提案 | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|----|--|--|--------------|------------------|----------------|--|
|    |  | <p>○ 児童生徒の現代的健康課題に対応するため、地域の実情を踏まえた医療機関等との連携など課題解決に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うとともに、その結果等について全国的な発信を行う。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 公立学校の耐震化については、地域の活動が安心して行えるようにする観点からも進めるほか、全国の廃校施設情報と活用ニーズのマッチングを行うため、平成22年9月より、文部科学省HPで「みんなの廃校」プロジェクトを進めている。</p>  | 40百万円        | 一般               | 36百万円          | <p>文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課</p> <p>文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課</p>                              |
|    | <p>公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。</p> | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 各地域が抱える様々な課題の解決に向け、全国の公民館等において、NPO等との多様な主体と連携・協働し実施する先進的な取組を支援し、それらの先進的な取組を全国に広く周知することにより、全国的な課題解決へとつなげる。</p> <p>○ 拠点クラブにおいてトップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリート等を指導するとともに、学校に「小学校体育活動コーディネーター」を派遣することなどを通じて、地域スポーツとトップスポーツの好循環を実現する。</p> <p>○ 地方公共団体が、それぞれの地域で直面する課題を解決するために、地元の大学や企業などが有する様々なスポーツ資源(人材・情報・研究技術・施設等)を効果的に活用した取組を実施することにより、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を促進し、地域住民のスポーツへの参加意欲を高める。</p> | —            | 一般               | 400百万円         | <p>文部科学省生涯学習政策局社会教育課</p> <p>文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課</p> <p>文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課</p>     |
|    | <p>NPO・NGO等との連携により、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)活動を推進する。</p>   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ NPO等を含めたユネスコ事業の関係機関において、我が国の知見等を活かし、ESD活動に関する研修セミナー、交流会等を引き続き実施する。</p> <p>○ 国内のESD活動の活性化を図るため、「+ESDプロジェクト」等を実施し、ウェブ上に開設したESD活動のデータベースへの登録の促進、活動の実践者と支援者との連携を促す。</p> <p>○ ESDに合った小中学校向け環境教育プログラムの作成、教職員・NPO・事業者・行政等によるワークショップの開催、出前授業等を活用した教育現場等での実証を通じて、持続可能な社会を担う人材の育成を図る。</p>   | 83百万円        | 一般               | 83百万円          | <p>文部科学省国際統括官付</p> <p>環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室、民間活動支援室</p> <p>環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室</p> |

| 提案  | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求            | 担当府省  |
|---|---|--|--------------|------------------|---------------------------|---|
| ソーシャルイ<br>ントラプレ<br>ナー、ソー<br>シャルベン<br>チャーの育成 | 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、社会起業や社会的企業人材創出を支援するための「地域社会雇用創造事業」を実施。平成23年度末までに、選定12事業者による事業を展開する。                  | <予算><br>○ 「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正70億円)を平成23年度末まで実施し、800名の起業支援と12,000名の人材育成を行うという当初目標を達成した。引き続き、被災地における起業と雇用を創造するため、「復興支援型地域社会雇用創造事業」(平成23年度3次補正32億円)を開始し、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援している(平成24年度末まで)。  | —            | —                | —                         | 内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付            |
|   | 地域の中間支援機関の育成、ソーシャルビジネス事業者の他地域へのノウハウの移転、村おこしを行う若者等の発掘・育成等に関する先進的な取組みの展開支援を実施・拡充する。                               | <予算><br>○ 中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続する担い手の両方の活動の強化・拡充を各地で進展させることを目的する予算を、平成25年度において要求。  | —            | 一般               | 54百万円                     | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付 |
|   |   | ○ 東日本大震災の被災地におけるソーシャルビジネス(SB)のノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度～))。(再掲)  | 200百万円       | 復興               | 300百万円                    | 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課                      |
|   | 実証事業等を通じ、環境NPO等を事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援を行う。   | <予算><br>○ 持続可能な社会づくりに寄与する環境NPOのうち、財務基盤は十分ではないが積極的に活動を行っている団体を対象に、行政からの助成金等に頼らず環境保全活動を展開できるよう、活動の担い手に対しビジネスモデルを提供。  | 41百万円        | 一般               | 35百万円                     | 環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室                      |
| 4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成          |   |  |              |                  |                           |   |
|   | 行政が独占してきた「公」を企業、NPO等に関き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。 | <予算><br>○ 「日本再生戦略」において、「PFI事業(民間資金等活用事業)全体として2010～2020年で少なくとも約10兆円以上。」とすることが、目標として掲げられたことを踏まえ、<br>・ 公共施設等運営権の活用や独立採算型事業等新たなモデルによるPFI事業の増加等に向けた取組<br>・ 被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体にPFI専門家を派遣し、PFI事業の立ち上げを支援<br>などにより、PFI事業の拡大を促進。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法改正により創設された新制度の利用促進等を図ることにより被災地の復興を支援。<br><br><税制><br>○ 平成25年度税制改正要望において、公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置及び大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置の創設を要望。<br><br><その他><br>○ 官民連携インフラファンドの設立に係る制度の創設を内容とするPFI法改正法案「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出。(継続) | 626百万円       | 一般<br>重点<br>復興   | 32百万円<br>799百万円<br>575百万円 | 内閣府民間資金等活用事業推進室                             |

| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|--|--|--|--------------|------------------|----------------|---|
| 民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設               | 都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の導入を加速するため、今年度からそのための環境整備を進める。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金を地域住民等から調達し、地域住民等によるまちづくり事業に助成を行う「まちづくりファンド」に対し、財団法人民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を引き続き図る（再掲）。</li> <li>市民・企業・NPOなどの知恵や人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成やそれに基づく施設整備等を含む社会実験・実証事業等に対して、国が補助を行う。</li> </ul>  | 200百万円       | 一般               | 200百万円         | 国土交通省都市局まちづくり推進課                                |
| 事業仕分けの中で、事業の停止・縮減のみならず、独法や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討 | 行政刷新会議ワーキンググループにおいて、独立行政法人や政府系の公益法人等が行う事業を対象とした事業仕分けを通じて、誰が事業を実施する主体として適切かといったこと等について検証を行う。その上で、これら法人に関する制度・規制等の見直しを進める。       | <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業仕分けの評価結果等を踏まえ、独立行政法人については、実施主体の検討を含め、独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を閣議決定（平成22年12月7日）した。さらに、独立行政法人の制度・組織の見直しについて講ずべき措置の閣議決定（平成24年1月20日）を行い、独立行政法人制度を見直し、新たな行政法人制度を構築するための法案を国会に提出するとともに、法人数を4割弱削減するなどの取組みを進め、さらなる業務の効率化、スリム化を図ることとしている。政府系公益法人についても、これまで各政府系公益法人に対する支出や権限付与を見直し、その結果を公表（平成23年7月12日）。また、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」を行政改革実行本部で決定し（平成24年6月1日）、各府省において、公益法人に対する支出の点検・見直しを行った。</li> </ul> | —            | —                | —              | 内閣府行政刷新会議事務局<br>内閣官房行政改革推進室<br>内閣府大臣官房公益法人行政担当室 |
| 市民セクターと政府の連携に関する包括協定（日本版コンパクト）                     | 民間の創意工夫が活きる公共サービスとするため、公共サービス改革基本方針を決定する。また、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、公共サービス分野での包括的連携に関するガイドライン（日本版コンパクト）の検討に着手する。 | <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年7月20日に、政府系公益法人が1者応札などで実施していた事業、国または独法の行政情報ネットワークシステムの運営管理業務などを中心に、過去最多となる93事業を入札の対象に追加することなどを内容とする公共サービス改革基本方針の一部変更を閣議決定。</li> </ul>  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）<br>付公共サービス改革推進室            |
| フルコストリカバリー（直接経費と間接経費）による質の高いサービス提供                 | 地域SB/CB推進協議会（地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク）を通じた自治体等との連携を促進する。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の被災地において、ソーシャルビジネス（SB）の支援者としての役割が期待される自治体や企業、関係機関等の各主体間の連携を図るため、SBの振興等に対する普及啓発、交流促進等を実施（東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業（平成24年度～））。（再掲）</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域SB/CB推進協議会と連携し、地域内のネットワーク構築やマッチング支援など、地域毎の自立的な取組を支援（再掲）。</li> </ul>   | 200百万円       | 復興               | 300百万円         | 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課                          |
| 委託業務等における概算払いの積極的導入やつなぎ融資の実施                       | NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい公共支援事業により、特定非営利活動法人等が公益性の高い事業を実施するための寄附募集への支援やつなぎ融資、融資利用の円滑化、活動基盤整備支援等を通じて、特定非営利活動法人等の自立的活動の後押しを実施（新しい公共支援事業は平成24年度で終了）。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。（再掲）</li> </ul>   | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）<br>付参事官（社会基盤担当）付           |

| 提案  | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省   |
|---|---|--|--------------|------------------|----------------|--|
| 5. その他の「新しい公共」の推進方策   |   |  |              |                  |                |  |
| (1)「地域市場」の創成  |   |  |              |                  |                |  |
| <p>子ども手当の一部を財源として、自治体がパウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。</p>   | <p>子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みなど具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年度以降の子ども手当については、政府全体で議論し、予算編成過程で結論を得る。</p>  | <p>&lt;その他&gt;<br/>○ 平成24年8月10日に成立した子ども・子育て関連3法により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設するとともに、保育の提供主体として多様な主体の参入を促進する観点から、従来の保育所の認可制度を改善し、認可制度を前提としながらも、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する一定の要件を満たす場合にはNPOを含め原則として認可する制度とされた。<br/>なお、子ども手当については、平成24年度から恒久的な制度としての新たな「児童手当」制度が構築されることとなった。<br/>また、子ども・子育て関連3法においては、児童手当の支給は、子ども・子育て支援給付のうち「子どものための現金給付」に位置付けられ、パウチャーによる給付を導入することとはなされなかった。</p> | -            | -                | -              | <p>内閣府政策統括官(共生社会担当)付参事官厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室<br/>文部科学省大臣官房総務課</p> |
| (2) 社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り   |   |  |              |                  |                |  |
| <p>政府、NPO、その他の関係者からなる協議会を設置し、社会イノベーションのモデル(規制改革、公的支援等)を今年度中に提示し、民間事業者や地方が応募する仕組みを検討する。</p>  | <p>&lt;予算&gt;<br/>○ 「新しい公共支援事業」により、全国5ヶ所の社会イノベーションの推進のためのモデル事業に助成。事業から得られた既存の規制、制約等についての課題を集約し、評価を実施する(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の成果の特定非営利活動法人等への普及を図る。</p>  | <p>&lt;予算&gt;<br/>○ 総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、総合特区推進調整費により引き続き機動的に補完。<br/>○ 総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するために引き続き利子補給を行う(総合特区支援利子補給金)。</p>   | -            | -                | -              | <p>内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当・社会システム担当)付</p>                      |
| <p>社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区等について、平成23年度に決定できるよう検討を進める。これらの施策については広く提案募集するとともに関係府省、地方公共団体、NPO等関係者の意見交換を行うような仕組みを検討する。</p> | <p>&lt;予算&gt;<br/>○ 総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、総合特区推進調整費により引き続き機動的に補完。<br/>○ 総合特区に関する計画に基づく民間事業を支援するために引き続き利子補給を行う(総合特区支援利子補給金)。</p> <p>&lt;税制&gt;<br/>○ 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該年度の総所得から、投資額(2,000円を超える部分)を控除できる制度を平成23年度から運用。</p> <p>&lt;その他&gt;<br/>○ 社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区制度については、平成23年6月22日に法が成立したところであり、総合特別区域の第1次指定を平成23年12月、第二次指定を平成24年7月に行った。</p> | <p>14,004百万円</p> <p>一般<br/>特別</p> <p>12,416百万円<br/>3,000百万円</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>   | -            | -                | -              | <p>内閣官房地域活性化統合事務局<br/>内閣府地域活性化推進室</p>                                  |

| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求                                | 担当府省                               |
|--|--|--|--------------|------------------|---|------------------------------------|
| 6. 企業の公共性について  |  |  |              |                  |   |                                    |
| 企業の公共性<br>や社会性に目<br>を向けた経営<br>を支援する環<br>境の整備   | 企業が、「次世代育成支援」を社会的責任(CSR)の主要な柱のひとつとして位置付け、売上高の一部を還元した寄附や学校教育支援等の次世代育成支援活動を促進するよう、そのための支援策や社会的評価を高めるための施策等を推進する。 | <予算><br>○ 学校教育において、学校が望む支援と地域・社会や産業界等が提供できる支援をマッチングさせる特設サイト「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト( <a href="http://akehashi.mext.go.jp/">http://akehashi.mext.go.jp/</a> )」を開設・運営する。  | 9百万円         | 一般               | 4百万円  | 文部科学省初<br>等中等教育局<br>児童生徒課          |
|  |  | <予算><br>○ 「若者雇用戦略」に記載されている『地域キャリア教育支援協議会(仮称)』の設置促進事業により、地域ごとに企業等による出前授業等の教育活動支援の促進や、職場体験・インターンシップ受け入れ先の開拓・マッチング等の支援を行う協議会の設置を促進する。   | —            | 一般               | 60百万円   | 文部科学省初<br>等中等教育局<br>児童生徒課          |
|  |  | <その他><br>○ 被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域ニーズと企業・団体等が提供可能な支援を相互に閲覧できる「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」(平成23年4月～平成24年5月)では、企業・団体等から936件の支援が提案され、約2,300件のマッチングが実現した。文科省では、こうした支援に感謝の意を示すため、ポータルサイトの開設・運営に協力していただいた企業や実際に支援が実現した企業・団体等に対し、感謝状を贈呈した。 | —            | —                | —   | 文部科学省生<br>涯学習政策局<br>政策課            |
|  | <予算><br>○ 企業の事業継続計画(BCP)の策定・運用を推進し、企業等の多様な主体の参加による地域の防災力の向上に引き続き寄与。  | 29百万円  | 復興           | 48百万円            | 内閣府政策統<br>括官(防災担<br>当)付参事官<br>(普及啓発・連<br>携担当) |                                    |
|  | 企業が、企業自身の成長に資するような、ソーシャルマーケティングを促進するための取組について検討する。   | <予算><br>○ 東日本大震災の被災地におけるソーシャルビジネス(SB)のノウハウ移転や新規事業創出支援、普及啓発等を実施(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出事業(平成24年度))。(再掲)   | 200百万円       | 復興               | 300百万円  | 経済産業省地<br>域経済産業グ<br>ループ立地環<br>境整備課 |
| 社会的課題を<br>解決するため<br>にビジネスの<br>手法で活動す<br>る事業主体を<br>「新しい公共」<br>の重要な担い<br>手として育成<br>する観点から、<br>ソーシャル・ビ<br>ジネス・ネッ<br>トワークを拡<br>充 | 幅広い関係機関によりソーシャルビジネス推進ネットワークを平成22年度中に立ち上げ、ソーシャルビジネス活性化に向けた様々な活動を推進する。   | <その他><br>○ ソーシャルビジネス(SB)事業者が中心となった全国規模のネットワーク組織「一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク」と連携し、民間の自発的な取組を支援。   | —            | —                | —   | 経済産業省地<br>域経済産業グ<br>ループ立地環<br>境整備課 |

| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省                            |
|--|--|---|--------------|------------------|----------------|---------------------------------|
|  | <p>NPO等の非営利法人型のソーシャルビジネスでも活用可能な中小企業支援策等をまとめ、普及・啓発するとともに、ソーシャルビジネス振興に向けて、地域の商工団体等と連携を促進する。</p>                                  | <p>&lt;その他&gt;<br/>○ ソーシャルビジネスを起業・経営する際のツールをまとめた「ソーシャルビジネス・ナビゲーションガイド」やソーシャルビジネスをサポートする支援機関等のデータベースを平成22年度に公表。</p>                  | —            | —                | —              | 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課          |
| <p>「新しい公共」のルールと役割を定めるといふ観点から、今後の政府の対応などをフォローアップするとともに、公共を担うことについての、国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をするための場を設ける</p> | <p>「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、12月末までに、政府の対応についてフォローアップを行い、その結果を踏まえた提言を行うとともに、政府と市民セクター等との公契約や協約のあり方などについて議論を行う。</p> | <p>&lt;予算&gt;<br/>○ 「新しい公共」推進会議を開催し、「新しい公共」を支える多様な担い手において「新しい公共」の推進のあり方について検討を行うとともに、円卓会議及び推進会議のこれまでの提案を受けた「政府の対応」のフォローアップ等を行う。</p> | 12百万円        | 一般               | 9百万円           | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付 |

| 提案  | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算   | 平成25年度<br>概算要求分類  | 平成25年度<br>概算要求   | 担当府省  |
|---|---|--|--|---|--|---|
| Ⅱ. 「新しい公共」推進会議における提案と制度化等に向けた政府の対応に係る各府省の取組状況 |   |  |  |   |  |   |
| 1. 政府と市民セクターとの関係のあり方                          |   |  |  |   |  |   |
| (1) 多様な「新しい公共」の担い手(以下、「担い手」)の参画               |   |  |  |   |  |   |
| 提案型協働事業の導入促進                                  | <p>各省庁において、提案型協働事業を積極的に導入する。その際、提案型協働事業として実施する事業について、提案者との調整の役割を果たす担当課を明確化する。毎年度、当該事業の実績について、内閣府において取りまとめ「新しい公共」推進会議に報告する。</p> <p>地方自治体に対し、提案型協働事業の導入及び拡大により、市民のニーズを踏まえつつ、担い手による創意工夫を発揮しやすい形で事業を実施するよう促す。</p> <p>(注)提案型協働事業には、委託、補助、助成等のほか、市民セクターと行政と一緒に政策や事業の枠組みを検討する等の予算を伴わない協働の取組も含む。</p>                              | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 提案型協働事業として、以下の事業を実施している(平成24年度で終了するものも含む)。今後も、提案型協働事業のさらなる導入、これまでの成果の普及を目指して、引き続き検討を行う。</p> <p>①新しい公共支援事業【内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付】(平成24年度で終了)</p> <p>②復興支援型地域社会雇用創造事業【内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付】(平成24年度で終了)(再掲)</p> <p>③環境保全に係る協働取組による地域活性化推進事業</p> <p>④地方環境パートナーシップ推進費</p> <p>⑤地域連携保全活動(本年度から、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に基づく地域連携保全活動の促進を目的として、地域セミナーの開催や、ウェブサイトの作成等を通じ、必要な普及啓発、機運醸成、情報提供等を実施するとともに、地域連携を促進する上での課題の整理・分析を開始。来年度以降も、同様の取組を継続予定。)</p> <p>⑥電子経済産業省構築事業【経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室】</p> | <p>①—</p> <p>②—</p> <p>③—</p> <p>④91百万円</p> <p>⑤14百万円</p> <p>⑥384百万円</p> | <p>①—</p> <p>②—</p> <p>③重点</p> <p>④一般</p> <p>⑤一般</p> <p>⑥一般</p> | <p>①—</p> <p>②—</p> <p>③251百万円</p> <p>④148百万円</p> <p>⑤22百万円の<br/>内数</p> <p>⑥376百万円</p> | <p>①内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付</p> <p>②内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)付</p> <p>③、④環境省総合環境政策局環境経済課民間活動支援室</p> <p>⑤環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室</p> <p>⑥経済産業省商務情報政策局情報プロジェクト室</p> |
| 参画機会の確保                                       | <p>各省庁において、ホームページ等で国民から施策全般について広く意見募集を行う。特に、提案型協働事業に関する提案をも受け付けることや、そのうち予算要求前に受け付けた提案については、提案型協働事業の担当課が予算要求を行う際に考慮することを明記する。</p> <p>地方自治体に対して、予算要求前の政策提案受付等により、市民のニーズを踏まえつつ、担い手による創意工夫を発揮しやすい形で参画機会を確保するよう促す。</p> <p>各省庁において、平成24年度から、市民セクターが応募することのできる事業について、情報を集約し、各府省庁のウェブサイトで公表する。</p> <p>地方自治体に対して、同様の取組を行うよう促す。</p> | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 広く国民からの政策に対する意見を受け入れるため、パブリックコメント等を実施するとともに、HP等において国民が簡単に意見を述べることのできる意見募集の仕組みを導入。また、内閣府において、市民セクターが応募できる提案型協働事業に関する情報を内閣府ホームページで掲載した。今後も、市民セクターが応募することのできる事業の情報収集を行い、その結果をウェブサイトで公表する。</p> <p>○ 平成23年9月、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し、同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。</p>  | —  | —   | —  | <p>各府省庁</p> <p>内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付</p>  |

| 提案                           | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|------------------------------|---|--|--------------|------------------|----------------|---|
| <b>(2)適切な担い手の選定</b>          |   |  |              |                  |                |   |
| 参入規制の緩和                      | 公共サービスの提供における多様な担い手の参加の重要性に鑑み、法令で特定の法人を事業主体として規定している規制・制度の見直しについて検討する場合は、公共サービスの質の向上を促す観点から、政策目的等に配慮しつつ、特定非営利活動法人を含め多様な主体が参入できるようにすべきか否かも含め、検討を行う。      | <その他><br>○ 平成24年8月に行政刷新会議の下の「規制・制度改革委員会」の今期の活動を開始し、平成24年9月現在、今後の検討対象等について議論を行っているところ。  | —            | —                | —              | 内閣府行政刷新会議事務局<br>規制・制度改革担当事務局                    |
| 総合評価方式、企画競争の促進及び幅広い社会的価値への配慮 | 担い手の専門性やノウハウ等を活かすため、総合評価落札方式など、価格と質を考慮した事業者の選定手法について、特に社会的価値を評価する際の考え方を含め、適用できる対象や評価の方法などについて調査する。<br>地方自治体に対し、国の調査を参考に、調達における事業者の選定に際して社会的価値を評価するよう促す。 | <その他><br>○ 平成23年3月までに、総合評価落札方式の実施全般に関する問題点・課題の洗い出し、論点整理を行い、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく総合評価落札方式の適用対象や評価方法の見直し等を行った。見直しの結果等については、平成24年4月3日に、官民競争入札又は民間競争入札の実施要項に関する指針等に反映し、各省庁に周知及び内閣府のホームページに公表するなどして、必要な措置を講じたところである。                | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付 |
| 指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底        | 指定管理者制度の運用にあたって、単なる価格競争ではなく、担い手の専門性やノウハウを適切に評価しつつ、公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービスの提供者が指定されるよう、指定管理者制度の運用状況について調査を行い、公表する。                                     | <その他><br>○ 指定管理者制度については、地方公共団体の自主性に基づき、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用し住民サービスの向上を図っているところ。  | —            | —                | —              | 総務省自治行政局行政経営支援室                                 |
| <b>(3)適切な契約のあり方</b>          |   |  |              |                  |                |   |
| 契約書の作成にあたっての対等性の確保           | 契約書を作成する際、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分考慮した上で、可能な限り、成果物の帰属、契約の解除権・違約金徴収権、損害賠償責任等に関して、担い手に政府と対等の権利や義務を付与するよう努める。<br>地方自治体に対して、同様の取組を促す。                     | <その他><br>○ 契約における対等性の確保、前金払や概算払に係る受注者の申請への適切な対応等について部内に通知を発出するなど、これらの取組の普及・徹底に必要な措置を講じている。契約書を作成する際には、漫然と前例を踏襲することなく、個別の契約内容等を十分考慮しつつ、対等性を確保した契約書を作成するよう努めている。<br><br>○ 平成23年9月、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。 | —            | —                | —              | 各府省庁<br><br>内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付参事官(総括担当)付 |
| 仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化         |   |  |              |                  |                |   |
| 複数年度を視野に入れた契約の推進             | 国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方について検討を進める。<br>地方自治体に対して、長期継続契約の取組みを拡大することを検討するよう促す。  | <その他><br>○ 国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方については、平成24年3月1日に「国庫債務負担行為の活用に関する手引き」を作成し、各省庁へ周知するなどして、必要な措置を講じたところである。  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付 |

| 提案  | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|---|---|---|--------------|------------------|----------------|---|
| <b>(4) 適切な積算・支払のあり方</b>                             |   |   |              |                  |                |   |
| コストの把握<br>及び適切な間<br>接費等の積算                          | 平成23年度から、業務フロー・コスト分析の試行を行うとともに、分析結果に基づく対応指針を作成し、各府省等に提示する。<br>地方自治体に対して、政策コストを把握する取組を推進するよう促す。  | <その他><br>○ 国及び独立行政法人等で実施されている業務フロー・コスト分析の導入事例を収集。業務フロー・コスト分析の手順、分析のために必要な書類様式及び計算ツールの作成を行い、平成24年4月3日に「業務フロー・コスト分析に係る手引き」を作成し、各省庁に周知及び内閣府のホームページに公表するなどして、必要な措置を講じたところである。               | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付公共サービス改革推進室、参事官(総括担当)付 |
|   | 新しい公共支援事業等に関して、業務委託における間接費計上の事例等について把握する。<br>地方自治体に対して、こうした事例等について啓発を行う。  | <その他><br>○ 新しい公共支援事業等に関して、業務委託により間接費計上の事例等についての調査を実施し、その結果について平成24年9月に各都道府県に情報提供を行った。   | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付参事官(社会基盤担当)            |
| 支払方法の適<br>正化  | 資金余力のないNPO等が事業に参画できるよう、前金払や概算払が可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応し、実施することについて検討する。<br>また地方自治体に対して、同様の取組を促す。   | <その他><br>契約における対等性の確保、前金払や概算払に係る受注者の申請への適切な対応等について部内に通知を発出するなど、これらの取組の普及、徹底に必要な措置を講じた。また、受注者から申請があれば、検討の上、適切に対応することとしている。<br>さらに、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し同様の取組を促すとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。 | —            | —                | —              | 各府省庁  |
| <b>(5) 多様な利用者ニーズに応える多様なサービス提供に向けた制度(バウチャー制度)の推進</b> |   |   |              |                  |                |   |
| バウチャー制<br>度の推進                                      | 地方自治体に対し、利用者の選択の幅を広げる仕組みとしてのバウチャー制度の導入事例について周知する。   | <その他><br>○ 地方公共団体を対象とした施策説明会等において、バウチャー制度の導入事例について周知を行っている。平成24年度は、平成23年9月の内閣府調査「地方公共団体の協働関連制度についてのヒアリング調査結果」に掲載されている導入事例の概要について、5月から7月にかけて行われた全国11カ所での施策説明会等において周知を行った。                | —            | —                | —              | 総務省自治行政局地域振興室                                   |
| <b>(6) 政府と市民セクターの人材交流の促進と市民セクターの人材育成</b>            |   |   |              |                  |                |   |
| 政府と市民セ<br>クター間での<br>人材交流の促<br>進                     | 給与の一定割合を国から支給して、国家公務員が特定非営利活動法人等の活動に従事することを可能とするよう取り組む。<br><br>今後の課題として、給与を国から支給して国家公務員を特定非営利活動法人等に派遣するための法令の整備について検討を進める。                          | <その他><br>○ 各府省のニーズ、受入れ可能な特定非営利活動法人、現行の休職制度等と整合的な法的枠組みの在り方等について調査を行い、制度の実現可能性を含めて検討。   | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付参事官(総括担当)付             |
|   | 地方公務員については「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、特定非営利活動法人等への職員の派遣を行う場合に、法律に定める要件を満たす場合には、条例で定めるところにより、地方自治体から給与を支給した上で、職員を派遣することによる人事交流ができることについて周知を図る。 | <その他><br>○ 平成23年9月、都道府県に対して、全国6ブロックで説明会を開催し左記について周知を行うとともに、管内の市区町村への説明を依頼した。  | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)<br>付参事官(総括担当)付             |

| 提案                               | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|----------------------------------|--|---|--------------|------------------|----------------|---|
| 市民セクターにおける人材育成の促進                | 新しい公共支援事業を活用し、市民セクターが採用や教育を行い、安心して働き続けられる環境を形成するための財政基盤の強化や、例えば、地域の退職者の能力を市民セクターにおいて活用するための中間支援組織等の活動などの、市民セクターの人材育成活動を支援する。               | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 新しい公共支援事業により、特定非営利活動法人等の財政基盤の強化や人材育成を実施(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。</p>   | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付           |
|                                  | 税理士、公認会計士が、自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献するよう、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会に対し依頼する。  | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成23年10月12日に日本公認会計士協会に対して、公認会計士が、自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献するよう依頼した。</p>  | —            | —                | —              | 金融庁総務企画局企業開示課                               |
|                                  |  | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成23年10月13日に日本税理士会連合会に対して、税理士が自発的に市民セクターの経営基盤を支える活動に貢献する必要性を説明するとともに、税務の専門性を活かした施策を推進するよう依頼した。</p>  | —            | —                | —              | 国税庁長官官房総務課税理士監理室税理士係                        |
|                                  | 各省庁において、職員の市民活動への参加を奨励するよう努める。<br>地方自治体に対し、地方公務員の市民活動への参加を促す。<br>労働者が地域活動やボランティア活動等へ参加することが可能となるような特別な休暇制度について、普及を図る。                      | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 地域活動やボランティア活動への参加に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主等を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等により、その普及を引き続き図る。</p>   | 66百万円        | 一般               | 66百万円          | 厚生労働省労働基準局労働条件政策課                           |
| (7) 政府と市民セクターとの関係のあり方に関する今後の検討課題 |  |   |              |                  |                |   |
| 政府と市民セクターとの協約の締結に係る検討            | 「新しい公共」推進会議において大きな方向性を議論し、必要があれば専門調査会において検討する。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 平成23年2月、「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会において、「新しい公共」を支える法人制度のあり方に関する調査」を報告し、平成23年3月には、「新しい公共」と行政の連携の在り方について」及び「社会的企業についての法人制度及び支援の在り方に関する海外現地調査」の報告書がまとめられた。</p>                            | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付             |
| 「新しい公共」を支える法人制度のあり方に係る検討         | 社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について専門調査会で引き続き検討を進める。 | <p>○ 「新しい公共」推進会議における議論を踏まえ、必要に応じ「新しい公共」を支える制度等に関して、必要な調査・分析を行うための予算を要求(再掲)。</p>   | 14百万円        | 一般               | 5百万円           | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付 |
| 休眠預金の活用に係る検討                     | 担い手を金融面から支える活動基盤整備を進める上で、諸外国における、長期にわたって引き出しや預け入れ等のない預金を社会的サービスの財源として役立てるような動きも参考とし、休眠預金の活用による担い手への支援の導入を行うべきか否かを含め専門調査会で検討する。             | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 休眠預金の活用について、外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査(フィージビリティ・スタディ)を踏まえた、具体的な仕組み・制度案を検討中(2012年度中に完了)。また、有識者による「休眠預金の活用にかかる意見交換会」を実施中。2013年度中に休眠預金の活用策の検討を含む必要な制度整備を終え、2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。</p> | —            | —                | —              | 内閣官房国家戦略室<br>金融庁総務企画局企画課調査室                 |

| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|--|--|---|--------------|------------------|----------------|---|
| <b>2. 情報開示・発信基盤の整備</b>                                     |  |   |              |                  |                |   |
| <b>(1) 特定非営利活動法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示</b>                   |  |   |              |                  |                |   |
| <b>(2) 自由に利活用できる行政サービスとしての基本情報の整備</b>                      |  |   |              |                  |                |   |
| <b>(3) 市民の安心・安全確保のための情報連携</b>                              |  |   |              |                  |                |   |
| 特定非営利活動法人に関する閲覧情報のインターネットでの開示<br>特定非営利活動法人に関する閲覧情報の電子化・標準化 | 平成25年度から運用を開始する予定の内閣府の新「特定非営利活動法人ポータルサイト」について、今年度から都道府県等の協力を得て、取組可能なものからプログラムの修正等の整備に着手等   | <予算>  | 79百万円の内数     | 一般               | 45百万円の内数       | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(「新しい公共」・市民活動促進担当)付 |
| 基本情報の整備とその範囲の確定  | 基本情報に係る行政と特定非営利活動法人の入力の分担については、電子データ化の進捗状況や業務負担等を勘案し、行政と法人の間で実情に応じた対応を行う等  | ○ 改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「特定非営利活動法人ポータルサイト」を整備し、10月より、市民が広く閲覧できるよう、特定非営利活動法人が所轄庁に提出した定款及び平成23年度事業報告書等の順次掲載を開始したところ(再掲)。                    |              |                  |                |   |
| 基本情報の提供体制の整備   |  |   |              |                  |                |   |
| 最新情報のアップ・デート   |  |   |              |                  |                |   |
| 市民からの苦情等への対応   | 認証や認定の取消情報の開示については、内閣府「特定非営利活動法人ポータルサイト」の改善の際に検討する。  |   |              |                  |                |   |
| <b>(4) 情報開示を促進し、発信基盤を強化する仕組みの構築</b>                        |  |   |              |                  |                |   |
| 特定非営利活動法人の自発的な情報開示を推進する環境の整備                               | 特定非営利活動法人が自発的に情報開示していくために必要なITリテラシーの向上努力を、新しい公共支援事業等を通じて支援する。  | <予算><br>○ 新しい公共支援事業により、特定非営利活動法人等のITリテラシー向上に対する支援を実施(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。 | -            | -                | -              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付           |
| 新しい公共支援事業を通じた団体情報の開示                                       | NPO等の情報開示を推進するため、新しい公共支援事業の支援対象者等に対し、原則として運営委員会による選定後3か月以内に、標準開示フォーマットの情報を開示することを要請しているところであり、このような取組みを通じ、都道府県と協力して支援対象者等の積極的な情報開示を促す。その際、開示情報は各都道府県から発信することとし、併せて内閣府のサイトで統合的にリンクしてみられるようにする(ワーキンググループ標準開示フォーマット参照)。 | <予算><br>○ 内閣府の新しい公共支援事業ホームページ内に、都道府県ごとの支援対象団体情報ページへのリンクをまとめたページを作成し、支援対象団体等の情報を開示。  | -            | -                | -              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付           |
| 官民連携した情報交流の場づくり  | 官民連携・協力した情報交流の仕組みづくりやフェイス・ツー・フェイスの交流の場づくりを新しい公共支援事業を通じて支援する。   | <予算><br>○ 新しい公共支援事業により、官民が連携・協力した情報交流の場づくりに対する支援を実施(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。  | -            | -                | -              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付           |

| 提案                             | 政府の対応   | 概算要求、税制改正その他の対応状況  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省                              |
|--------------------------------|---|--|--------------|------------------|----------------|-----------------------------------|
| 3. 被災者支援活動等に関する制度等のあり方         |   |  |              |                  |                |                                   |
| (1) 当事者たちの議論による復興プランの作成及び情報発信  |   |  |              |                  |                |                                   |
| 「熟議」による復興の街づくりの促進及び必要に応じた支援の実施 | 地方自治体を通じて、「新しい公共」の担い手、地域住民自ら、さらには地域外に居住している当該地域の出身者等幅広い関係者が参加する「熟議」の取組を促すため、必要に応じて新しい公共支援事業を通じた支援を行う。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 新しい公共支援事業により、東日本大震災被災地域等において、支援拠点の整備、まちづくり支援などに対する「新しい公共」の担い手の取組を支援(新しい公共支援事業は平成24年度で終了)。また、同事業の実施結果を検証するとともに、その成果の特定非営利活動法人等への情報提供・普及促進等を通じて特定非営利活動法人等の活動の円滑化を図る。</p>  | -            | -                | -              | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付 |
| (2) 個人、企業、団体等の持つ力・ノウハウの結集      |   |  |              |                  |                |                                   |
| ①「個人の力」の結集                     |   | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 一定期間実務から遠ざかっていた教員免許所有者を含め、採用教員に対して、各任命権者の判断により、初任者研修等を実施。</p> <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年6月26日法律第86号)に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)の確保を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介、潜在看護師等への研修など、再就業の促進等の施策を実施する都道府県ナースセンター事業の活動を引き続き支援・指導する。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士、社会福祉士等の潜在的有資格者に対する再就業のための研修を実施。</p>            | -            | -                | -              | 文部科学省初等中等教育局教職員課                  |
| ・公務員の現場での活動の促進                 | 一定期間実務から遠ざかっていた教員、看護師、カウンセラー、介護福祉士、社会福祉士等の資格保持者を対象に、必要な研修の機会が得られる環境を整備する。   |  | 114百万円       | 一般               | 114百万円         | 厚生労働省医政局看護課                       |
| ・資格保持者の能力を有効活用できる環境の整備         |   |  | -            | -                | -              | 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課                  |
| ②「企業の力」の結集                     |   | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成23年度において、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築に関する協議会」を設置し、民間物資拠点を選定するとともに、トラック協会・倉庫協会等と各自自治体の官民の協力協定の締結・充実の推進等についてとりまとめた。</p> <p>○ 平成24年度において、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築に関する協議会」を設置し、東日本大震災の被災地として経験を踏まえつつ、民間物資拠点の選定、官民の協力協定の締結・充実の推進等を実施する。【東北ブロック】</p> <p>○ 「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築に関する協議会」等において広域物資拠点として選定された民間物流施設への非常用電源設備、非常用通信設備の導入に対して支援を行う。</p> | -            | -                | -              | 国土交通省総合政策局物流政策課                   |
| ・被災直後の効率的な物流体制の迅速な構築           | 広域災害時における緊急物資輸送等において民間事業者のノウハウや施設を活用できるようにすべく、国、地方自治体、物流事業者等を構成員とする協議会を開催し、国の示した災害時物流のあり方に基づき「物流計画」を策定し、この「物流計画」を各地域の防災計画に反映させる。また、災害時に物流拠点施設とされた物流施設へのハード面・ソフト面の対策を検討する。 |  | 約14百万円       | -                | -              | 国土交通省総合政策局物流政策課                   |
|                                |   |  | -            | 復興               | 約460百万円        | 国土交通省総合政策局物流政策課                   |

| 提案                             | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|--------------------------------|--|---|--------------|------------------|----------------|---|
| ・企業の再興及び創業に対する支援               | 平成23年度第1次補正予算等により、資金繰り対策や施設復旧支援等を実施。二重ローン問題に関しては、6月17日に発表された「二重債務問題への対応方針」を基に具体的方針を検討する。   | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 二重ローン問題の早期解決のため、「産業復興機構」及び「産業復興相談センター」を設立（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県では「センター」を、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の5県では「機構」を設立）。平成24年8月31日時点で、被災6県の「センター」において1,396件の事業者からの相談に対応しており、金融機関等による金融支援の合意（条件変更合意、債権買取決定等）に至ったものが117件、うち債権買取決定に至ったものは31件となっている。引き続き「センター」及び「機構」を通じた被災事業者支援に取り組む。</p> <p>また、被災中小企業の債権の買取等を行う「産業復興機構」の運営に係る事務経費の一部を補助することにより、中小企業等の再生を支援する。</p> | 317百万円       | 復興               | 3,194百万円       | 経済産業省中小企業庁金融課、経営支援課                         |
| ③様々な「社会の担い手組織の力」の結集            | 社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について専門調査会で引き続き検討を進める（再掲）。 | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 「新しい公共」推進会議における議論を踏まえ、必要に応じ「新しい公共」を支える制度等に関して、必要な調査・分析を行うための予算を要求（再掲）。</p>   | 14百万円        | 一般               | 5百万円           | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）付 |
| ・「新しい公共」の担い手との協働による地方自治体の業務の実施 | 新しい公共の担い手と地方自治体との協働の事例について、地方自治体に取組を促す。  | <p>○ 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の検証を行い、特定非営利活動法人等による復興支援施策の実施による成果を特定非営利活動法人や都道府県等に普及するための予算を平成25年度において要求。（NPO等の運営力強化を通じた復興支援の推進に係る経費）</p>  | —            | 一般               | 9百万円           | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当）付           |
| ・地域ぐるみの被災者受け入れ                 | 地方自治体を中心となり、「新しい公共」の様々な担い手が協働して、地域ぐるみで被災者を受け入れる取組を行っている事例について、地方自治体に周知を図る。   |   |              |                  |                |   |
| (3)「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備  |  |   |              |                  |                |   |
| 指定寄附金の拡充                       | 震災に係る指定寄附金の指定については、助成型等の各種の公益的な法人についても、その適格性、有効性が認められるものについては、法人の形態にかかわらず迅速に指定する。今後、大災害が発生した時には、今回の措置も踏まえた適切な指定寄附金の迅速な指定に努める。                  | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 東日本大震災への対応として、震災直後から順次、ボランティア団体等が行う被災者支援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金、被災者支援活動を自ら行う認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人が募集する寄附金等を指定寄附金として指定。</p>   | —            | —                | —              | 財務省主税局税制第三課                                 |
| 新たな仕組みによる寄附の促進                 | 「負担付きの寄附」でなければ、事前に議会の議決がなくとも寄附を受入れ、施設や事業等に寄附者の名前を付すことができることについて、地方自治体に周知を図る。   | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 地方自治体と調整の上、「企業等からの地方自治体等への寄附の方法について」（平成23年4月12日被災者生活支援特別対策本部）により、寄附を行うことで施設等に寄附者の名前を付すことが可能であること等について、一般向けに周知を実施した。</p>   | —            | —                | —              | 復興庁（東日本大震災復興対策本部事務局）                        |

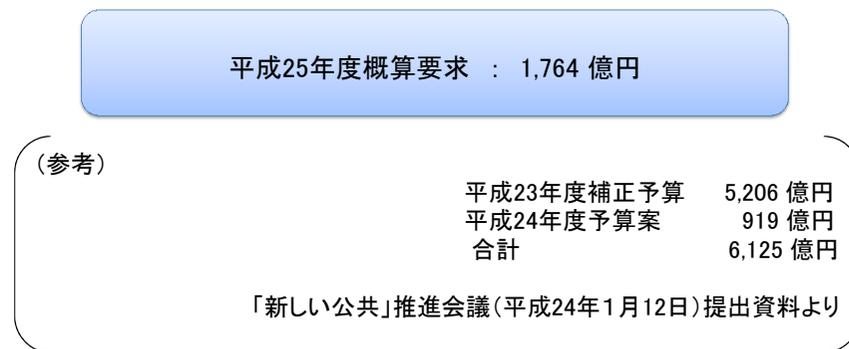
| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省                              |
|--|--|---|--------------|------------------|----------------|-----------------------------------|
| (4)新しい地域づくり支援のための総合的な支援拠点の整備                     |  |   |              |                  |                |                                   |
| 被災者支援や復興に向けた支援拠点及びそれを支えるプラットフォームの設置とそれらを支える方策の検討 | 各支援拠点、各プラットフォームの事業概要や事業主体等が定まった時点で、国として各々の持続的活動を支援するため、これらに対する寄附金を指定寄附金として指定することや、立ち上げ段階で必要に応じ新しい公共支援事業等を活用するなど、「熟議」の実施を含めたこれらの取組を支援する方策について検討する。また、ニーズに応じ全国の地方自治体やNPO等から経験のある専門的人材の派遣を検討する。   | <p>&lt;予算・その他&gt;</p> <p>○ 東日本大震災への対応として、震災直後から順次、ボランティア団体等が行う被災者支援活動のために中央共同募金会が募集する寄附金、被災者支援活動を自ら行う認定特定非営利活動法人及び公益社団・財団法人が募集する寄附金等を指定寄附金として指定。</p> <p>○ 特定非営利活動法人等が主体となった東日本大震災からの復興や被災者支援を推進するため、特定非営利活動法人等の運営力強化に向けた取組への支援を行うための予算を平成25年度において要求。(NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業)</p> <p>○ 地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく事業に対して財政支援を行っている。この中で、全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」が実施する被災地の医療機関への医師等の派遣を、県の判断により財政支援。</p> <p>※ 予算は平成23年度までに措置済み</p>  | —            | —                | —              | 財務省主税局<br>税制第三課                   |
|  |  |   | —            | 復興               | 414百万円         | 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付 |
|  |  |   | —            | —                | —              | 厚生労働省医政局指導課                       |
| (5)情報の連携と企業／NPO等／自治体の協力体制の推進                     |  |   |              |                  |                |                                   |
| 「情報連携・流通基盤」の整備                                   | NPO、企業、行政等の間での平時の情報連携に加え、災害時を想定して、データフォーマットやプロトコルの標準化、認証プロセスについての合意など、事前に機関や組織による情報発信や情報連携がスムーズにできるような体制の整備について検討する。「情報連携・流通基盤」を整備し、異なるタイプの機関や組織による情報のアクセス、流通、認証などの情報連携を可能にする仕組みについて、一定の基本部分については国が主導して情報基盤を用意することを含めて検討する。健康・医療の個人情報に蓄積し、必要に応じて本人や医師による閲覧・検索を可能にする仕組みを構築する。 | <p>&lt;予算&gt;</p> <p>○ 分野を超えたデータの流通・連携・利活用を効果的に行うために必要となる、情報流通連携基盤共通APIの確立・国際標準化、データの2次利用に関するルールの策定等のための実証実験を行う。</p> <p>○ 災害時に、関連する情報・データが分野を超えて連携・利活用でき、必要なデータの流通やそれを基にした防災情報のアプリケーションの作成が効果的に行われるよう、防災分野における情報流通連携基盤共通APIの開発・実証を行うとともに、平常時の情報流通を踏まえた災害時の迅速な情報流通のあり方等についても検討を行う。</p> <p>○ 被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤(EHR)の構築について支援。</p> <p>○ 医療情報連携基盤(EHR)について、通信ネットワーク、クラウド技術、医療機器、モバイル端末、センシング技術等を活用した、安全かつ利便性の高い「在宅医療・介護ICTシステム」等の先進的な医療ICTシステムに求められる諸機能の開発・実証等を行う。</p> <p>○ 医療機関間の情報連携と個人向け医療情報提供サービスが融合した地域連携や、地域包括ケアにおけるIT活用に関する国内外の事例を調査し、現状の課題分析等を踏まえ、IT活用の政策企画立案に向けた検討を行う。</p> | 300百万円       | 一般               | 300百万円         | 総務省情報流通行政局情報流通振興課                 |
|  |  |   | 601百万円       | 復興               | 601百万円         | 総務省情報流通行政局情報流通振興課                 |
|  |  |   | 4,510百万円の内数  | 復興               | 4,923百万円の内数    | 総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室       |
|  |  |   | —            | 一般               | 260百万円         | 総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室       |
|  |  |   | 10百万円        | —                | 10百万円          | 内閣官房情報通信技術担当室                     |

| 提案   | 政府の対応  | 概算要求、税制改正その他の対応状況   | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類 | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省  |
|--|--|---|--------------|------------------|----------------|---|
| (6) その他(震災支援制度等ワーキング・グループ報告に盛り込まれた提案等)   |  |   |              |                  |                |   |
| 被災地における移動手段の確保   | 被災地で自家用有償旅客運送に取り組む意向がある特定非営利活動法人等からの申し出に応じ、運営協議会における協議が迅速かつ円滑に実施されるよう、国土交通省として市町村、旅客自動車運送事業者等の関係者に対し、地方運輸局・運輸支局を通じて働きかけることとする。   | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成23年6月24日付で、被災地における生活交通手段を適時適切に確保する観点から、協議の円滑化・迅速化のため、必要に応じ、積極的に助言・指導を行うよう、該当運輸局に対して通達を发出。</p> <p>また、平成23年6月30日付で、「運営協議会における合意形成のあり方検討会」報告を踏まえ、運営協議会における協議が適切かつ円滑に実施され、自家用有償旅客運送制度について着実な取り組みを図るため、各地方運輸局に対して通達を发出。</p>  | —            | —                | —              | 国土交通省自動車局旅客課                                      |
| <p>&lt;ボランティア活動に関するもの&gt;</p> <p>・雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動</p> <p>・ホームページの活用によるボランティア活動や物資等のニーズと提供者のマッチング</p> | <p>雇用保険受給中に被災者支援ボランティア活動(自発的かつ報酬を得ない労務の提供)を行った場合、労働(再就職)の意思や能力があれば、雇用保険の基本手当を受け取ることができることについて周知を図る。</p> <p>以下のようなホームページが既に存在しており、ボランティア活動や物資等について、ニーズと提供者のマッチングに活用することが可能である。</p> <p>・震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト「助けあいジャパン」を介して、関係者は、時々刻々と変化する物資ニーズやサービスニーズを入力、削除でき、誰もが閲覧可能</p> <p>・文部科学省において、被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域のニーズと各団体が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイト(「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」)を開設・運用し、両者のマッチングを支援</p> | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 震災により事業所が被災したため休業を余儀なくされている方が、雇用保険受給中にがれき処理等のボランティア活動を行った場合、休業事業所から作業を依頼された場合であっても、有償・無償を問わず、次に該当すれば、失業給付を受給できることを明確化し、この取扱いについて平成23年10月より、周知を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業依頼を拒否することができること。</li> <li>2. 作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること。</li> <li>3. 有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること。</li> </ol> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成23年9月より、日本私立学校振興・共済事業団において、私立学校の復旧・復興等のニーズと個人・企業等の寄附等による支援の提案を相互に閲覧できるポータルサイトを設置し、両者のマッチングを図る。</p> <p>○ 被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域ニーズと企業・団体等が提供可能な支援を相互に閲覧できる「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」(平成23年4月～平成24年5月)では、企業・団体等から936件の支援が提案され、約2,300件のマッチングが実現した。文科省では、こうした支援に感謝の意を示すため、ポータルサイトの開設・運営に協力していただいた企業や実際に支援が実現した企業・団体等に対し、感謝状を贈呈した。(再掲)</p>  | —            | —                | —              | 厚生労働省職業安定局雇用保険課                                   |
|  |  | <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○ 平成24年7月、中央防災会議防災対策推進検討会議において、今後の防災対策の方向性を示した最終報告をとりまとめ、その中で、国、地方公共団体、民間企業、NGO、NPO、社団、財団、ボランティアなど災害対応を行う各主体間の相互協力体制について、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルメディアを含む民間メディアからの情報の収集、東日本大震災で活用されたカーナビゲーション情報等民間企業が保有する情報の共有を進めるべき</li> <li>・被災地内で災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策をあらかじめ定めておくべき</li> <li>・各行政主体及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備すべき</li> <li>・民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の輸送・管理等、避難所・在宅避難者等への食料の配布等)は、あらかじめ地方公共団体と民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者の能力・施設・ノウハウ・エネルギーを活用すべき</li> <li>・災害対策基本法における指定公共機関の指定の拡大や協力の意思のある企業との連携強化のための仕組みを検討すべき</li> <li>・企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持等が災害時に必要であることから、災害時に企業の果たすべき役割や責務について、法的位置付けを検討するなどが、今後重点的に取り組むべき事項として盛り込まれた。</li> </ul> | —            | —                | —              | 内閣府政策統括官(防災担当)付<br>総務省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>他関係省庁 |

| 分類が困難な「新しい公共」関連の施策  | 平成24年度<br>予算 | 平成25年度<br>概算要求分類     | 平成25年度<br>概算要求 | 担当府省                             |
|---|--------------|----------------------|----------------|----------------------------------|
| <p>&lt;予算&gt;<br/>【社会的責任に関する円卓会議(平成25年度概算要求においては、『「新しい公共」に関する会議』(再掲)の一部)】<br/>協働戦略と実施のため、関係主体間の調整を行いつつ、具体的な協働取組を検討する諸会議を引き続き開催。</p>                                 | 12百万円の内数     | 一般                   | 9百万円の内数        | 内閣府政策統括官付(経済社会システム担当)付参事官(総括担当)付 |
| <p>【生活困窮者支援モデル事業】<br/>生活支援戦略(2012年秋目途策定)に基づき、「包括的」かつ「伴走型」の支援を実施する総合相談支援センター(仮称)の設置や、官民協働による多様な就労支援や生活支援事業など生活困窮者支援のモデル事業を実施。</p>                                    | —            | 重点                   | 5,510百万円       | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室       |
| <p>【地域における男女共同参画促進のための連携・協働支援事業】<br/>地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣、地域における男女共同参画連携支援事業等を引き続き実施。</p>  | 29百万円        | 一般                   | 21百万円          | 内閣府男女共同参画局総務課                    |
| <p>【女性のチャレンジ賞】<br/>起業、NPO活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性等に対し、男女共同参画担当大臣から表彰を行い、身近なロールモデルを引き続き示す。</p>   | 1百万円         | 一般                   | 1百万円           | 内閣府男女共同参画局総務課                    |
| <p>【防犯ボランティア支援事業の推進】<br/>防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るため、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を引き続き開催。</p>                                      | 7百万円         | 一般                   | 6百万円           | 警察庁生活安全局生活安全企画課                  |
| <p>【非行少年を生まない社会づくりの推進】<br/>最近の少年非行の背景となっている、少年自身の規範意識の低下、家庭や地域社会の教育機能の低下などを踏まえ、警察職員や少年警察ボランティアのほか地域住民と協働し、参加型社会体験活動などの非行少年の立ち直り支援活動等を引き続き推進。</p>                    | 65百万円        | 一般                   | 112百万円         | 警察庁生活安全局少年課                      |
| <p>【再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(施設内処遇・矯正業務の民間開放)】<br/>刑務所出所者等に対し、「国民参加と「新しい公共」の支援」等の取組を最大限に活用し、その社会復帰を強力に支援するとともに、再犯の防止を図り、また、その支援に関わる多くの人々の社会活動への参加を引き続き促進。</p> | 26,223百万円    | 「重点」<br>「復興」<br>「一般」 | 25,689百万円      | 法務省矯正局総務課                        |
| <p>【再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化(社会内処遇)】<br/>民間の様々な主体の参画を得て、刑務所出所者等の雇用・住居・相談先(出番と居場所)の確保等を引き続き推進。</p>   | 5,493百万円     | 「重点」<br>「復興」<br>「一般」 | 5,711百万円       | 法務省保護局総務課                        |
| <p>【熟議に基づく教育政策形成】<br/>現場対話とWebサイト上の議論をハイブリッド展開し、多くの当事者による「熟議(熟慮と議論)」に基づく教育政策形成を引き続き推進。</p>  | 16百万円        | 一般                   | 15百万円          | 文部科学省生涯学習政策局政策課                  |
| <p>【復興教育支援事業】<br/>被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルともなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援。</p>  | 55百万円        | 復興                   | 273百万円         | 文部科学省初等中等教育局教育課程課                |

|   |       |    |           |                   |
|---|-------|----|-----------|-------------------|
| <p><b>【新しい公共による社会的包摂・「絆」再生事業】</b><br/> 「新しい公共」の観点からNPO等民間団体との協働により、貧困・困窮者の方々が失った地域・社会との「絆」の再生を図るため、住居の確保や自立のための総合相談事業等の各種支援事業を継続して実施。</p>                     | —     | —  | —         | 厚生労働省社会・援護局地域福祉課  |
| <p><b>【震災等緊急雇用対応事業】</b><br/> 震災等緊急雇用対応事業を実施し、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。地方自治体が直接雇用または、民間企業・NPO等に委託して実施。</p>                                | —     | 復興 | 50,000百万円 | 厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 |
| <p><b>【生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業】</b><br/> 高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施。</p>                            | —     | —  | —         | 厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 |
| <p><b>【幸福度研究の推進】</b><br/> 新しい成長および幸福度(well-being)について調査研究を推進し、関連指標の統計の整備と充実を図るため、幸福度に関するパネル調査を実施し、幸福度に関する調査研究を引き続き推進する。これらの結果も踏まえつつ、本分野における、OECD等との連携を図る。</p> | 60百万円 | 一般 | 56百万円     | 内閣府経済社会総合研究所      |

平成25年度概算要求における「新しい公共」関連予算の合計は以下のとおり。



(※)合計額には、予算事業の一部又は内数とされているものも含まれている。